

平成24年6月29日

## 受取証の発行に関するお知らせ

1. 当金庫では、お客様から現金、小切手、通帳・証書、預金払戻請求書等（登記済権利証等も含みます）をお預かりする際は、必ず当金庫所定の「受取証」をお渡ししておりますので、記載内容をご確認のうえお受け取りください。
2. 当金庫所定の「受取証」以外のもの（名刺やメモ等）を受取証としてお渡しすることはありません。
3. お渡ししました「受取証」は、通帳・証書等と引き換えに回収させていただきますので、所定の手続が完了するまでの間、大切に保管してください。
4. 定期積金証書による掛金のお預かり、および代金取立手形預かり帳によるお預かりについては、所定の領収（受取）欄に受領印（集金印）を押印いたしますので、ご確認をお願いします。

この場合は別途「受取証」の発行はいたしません。

※ご不明な点につきましては、お取引店または下記にお問い合わせください。

《本件に関するお問い合わせ先》  
徳島信用金庫 業務推進部  
TEL 088-622-3194  
〒770-0918 徳島市紺屋町8番地